

霧島市国分ハイテク展望台の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市国分ハイテク展望台の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月16日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市国分ハイテク展望台の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市国分ハイテク展望台の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第251号）の一部を次のように改正する。

別表会議室の項中「520円」を「540円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）により、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日より改められることに伴い、料金収受設備の改修費用が使用料収入と相償わない展望室望遠鏡を除き、本条例の所要の改正をしようとするものである。